

令和5年度第1回愛媛県障がい者施策推進協議会 及び第1回愛媛県障がい者自立支援協議会 議事録

〔 日時：令和5年11月22日（水） 13：30～15：00
場所：県庁第一別館 11階 会議室 〕

1 開会（保健福祉部福祉政策統括監あいさつ）

2 委員紹介

3 障がい者施策推進協議会及び自立支援協議会会長選任

4 議事

（1）第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の進捗状況について

【事務局】

資料に基づき説明。

（2）愛媛県障がい者ニーズ調査の結果概要について

【事務局】

資料に基づき説明。

（3）愛媛県障がい者プラン（仮称）の概要等について

【事務局】

資料に基づき説明。

【委員】

資料3のP8に記載されている第7期県障がい福祉計画の成果目標の（6）相談支援体制の充実強化について、具体的な数値を設定し、各市町へ示すのか。

【事務局】

①に記載している市町における基幹相談支援センターの設置数を成果目標として設定することとしており、②以降の活動指標等についても考慮いただくよう各市町にはお願いしている。

【委員】

②のところも活動指標が①～⑦までであるが、これらの市町の積み上げが県の成果目標になるということで良いか。

【事務局】

お見込みのとおりである。

【委員】

資料1のP2に記載されている進捗状況①～③の数値が令和元年度になっているが、令和4年度の数値はないのか。

【事務局】

①の進捗状況は国の調査によって記された数値であり、令和元年度の数値が現在、最新の数値である。

【委員】

630調査は持っていないのか。

【事務局】

この数値は630調査ではなく、ナショナルデータベースという診療情報から抽出したデータである。

【委員】

資料3のP3に記載されている基本指針について、国の基本計画等を参考にしたと説明があったが、「(2) 地域での生活支援」について、本文中には「障がい者自身が自ら選択した」という文言はあるものの、国の指針に記載されている障がい者自身の意思決定という部分が抜けているため、「(2) 地域での生活支援」を「(2) 障がい者自身の決定と地域での生活支援」に修正してほしい。

今後、県においても、意思決定支援に関する研修を進めていくと思われるほか、社会福祉協議会では、成年後見制度の市民後見人養成講座も実施されている。また、障がい者の意思決定の在り方について、精神保健福祉士や社会福祉士、弁護士、司法書士が家庭裁判所と協議をしているところ。

障がい者自身の意思決定という部分が抜けてしまうと、勝手に作ったものになってしまうため、「当事者の意思決定」という文言はきちんと残しておいた方が良いのではないかと。

【委員】

先ほど、他委員からも指摘があったが、資料1のP2に記載されている精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築というのは、愛媛県では松山市がモデル地域として先行している。しかし、先日会議を開いたところ、「松山市にはこんなに優れた協議会があるのに、我々の地域にはない」という声があった。東北地方の県では、70万円の助成があったという話も聞く。是非、愛媛県も県下全体で格差がないように取り組んでいただきたい。徳島県では、大塚製薬がこの事業のために無料で講師を呼んでくれたと聞いたため、愛媛県も大塚製薬にお願いして、この事業を広めてはどうか。

また、あいサポート運動について、非常に立派なガイドブックを作成していただいたことに感謝する。多岐にわたる障がいについて、取り組み方を分かりやすく書いてくださっている。予算が許すのであれば、県民全てに配布いただきたいが、現在何部ほど作成しており、どこまで配布しているのか教えていただきたい。

さらに、住み慣れた地域で暮らすということで、施設から地域へ戻す取り組みが進められているが、障がい者にはみんなケアラーが付いているので、家族に過剰な負担がかからないように活動いただきたい。私たちのみならず、日本全国のみんながケアラーになる時代だと思っている。ヤングケアラーについては、愛媛県も調査を行っているが、ケアラーは大変である。24時間365日、生活の不安を抱える障がい者をケアしているので、自分の生活が犠牲になる。私も実感したが、認知症まで含め、地域や家族で看るとなると大変である。国にお金がなくなったので、施設から地域へ戻し、関係者に過剰な負担を背負わせているのではないかとと思っている。そのた

め、愛媛県でもケアラー法やケアラー条例等の制定に向けて、検討を進めていただきたい。

【事務局】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについては、松山のモデル地域としての取組みを横展開できないか検討しているところである。また、地域における協議の場が設置できていない市町もあるため、設置の推進に努めてまいりたい。

大塚製薬のご支援については、本県の協議会や各圏域の協議会にも参加いただき、そういった力も活用できることを情報提供しているところである。

ガイドブックについては、愛顔の接遇マニュアルを、令和2年に5,000部印刷している。現在、ホームページにも掲載しているほか、あいサポーター研修の資料としても配布している。また、今年度は新たに、LINEの公式アカウントに掲載するあいサポーターガイドブックを作成しているが、こちらはLINE用のため基本的に電子のみとなっている。

【委員】

5,000部ということか。

【事務局】

当初、令和2年度に5,000部印刷しているが、あいサポーター研修の資料配布のため、増刷している。増刷分については、この場で正確にお答えすることができない。

【委員】

資料3の9ページ目、(7)②に記載されている主任相談支援専門員研修について、3点お聞きしたい。

まず1つ目、現在、四国4県合同で主任相談支援専門員研修を開催しているが、当初の予定では、令和6年度まで4県合同で開催し、令和7年度以降は各県単独開催という話になっていたと思う。令和7年度以降、県単独での研修開催に向けて、県ではどのような準備をされているのかお聞きしたい。

次に2つ目、現在、毎年6人の主任相談支援専門員を養成することを目標としており、これまでに19名の方を養成したと思う。私も研修講師として関わっているが、受講者の質が年々落ちてきているという話や、徳島県では、受講希望者はいるものの、受講レベルに達していないため、2名に絞り込んで受講させたという話も聞く。受講者の質の維持が課題になってくると思うが、今後も毎年6名ずつ養成していく考えなのか。

最後に3つ目、基幹相談支援センターから受講希望者がなかなか出てこないという課題がある。基幹相談支援センターの相談支援専門員には、是非とも研修を受けていただきたいと考えており、受講希望者が出てこないことに対して何か支援をする必要があるとも考えているので、県として何か考えがあれば教えてほしい。

【事務局】

現在、主任相談支援専門員研修は、令和3年度から4年間、四国4県が合同で開催しているところである。令和7年度以降の開催方法については、各県の事務担当者間で協議を進めており、事務担当者レベルでは、今後も4県合同で開催したい方向で考えている。

また、養成人数についても、本県の目標人数は毎年6名としているものの、各県との協議の中では、他県の受講希望者が少ないこともあり、養成研修は隔年開催と

し、スキルアップ研修等を挟んではどうかという意見も出ている。今後の開催の方向性については、来年度中に検討していく予定にしている。

なお、基幹相談支援センターを設置している市町に対しては、基幹相談支援センターの職員を研修に推薦するように呼び掛けているが、業務の都合等もあり、推薦が少なかった。基幹相談支援センターの機能充実のためにも、引き続き積極的な推薦を呼びかけてまいりたい。

【委員】

資料1の10ページに記載されているピアサポーターの養成研修について、今年度は、精神障がい者の方が国の研修に参加したが、予算的に1名しか行くことができなかった。精神障害の方は非常に不安が強く、1名では行きにくい方もいるため、2名で行けるようにできないか。松山市でもピアサポーターの研修を行っており、昨年も先進地の大阪に行ったが、1名だと難しいものの、3～4名だったら可能とのことで行っていただいたので、そういった配慮を検討いただけないか。

【事務局】

講師を務めている障がい当事者の方には、東京で開催される研修に、令和4年度から毎年参加いただいている。令和4年度は、重度訪問介護もご利用いただいている身体障がいの方で、障がい当事者と交代要員を含む介助者2名で行っていただいた。令和5年度は、精神障がい者の方で、介助者1名と行っていただいた。介助者分は経費として計上されており、合理的配慮のために介助者が必要な場合には介助者も行っていただけの形で実施しているため、今後も十分配慮してまいりたい。

【委員】

資料2のニーズ調査について、「あなた（本人）」「あなた（お答えくださる方）」と回答者が異なるにも関わらず、どちらも回答数N=836となっている。保護者が回答されたり、ご本人が回答されたり、色々な回答があると思うが、主語が違うのに回答数Nが一緒なのはどういうことだろうか。データの確認をお願いしたい。

【委員】

資料1の8ページに記載されている障がい者相談支援体制整備推進事業（アドバイザー派遣人数）について、令和3年度、4年度とも実績が0である。令和5年度の目標値も同じく20名を見込むのは妥当なのか。この事業の実施状況を教えてください。

【事務局】

障がい者相談支援体制整備推進事業内のアドバイザー派遣事業は、相談支援体制充実強化のため、市町から問い合わせがあった場合に、現在委嘱されている8名のアドバイザーを派遣し、研修等を行う事業である。予算上20回の見込みを立てているが、令和3年度、4年度は特にコロナ禍ということもあり、市町からの問い合わせがなかった。市町には積極的なアドバイザーの活用を呼び掛けているところであり、積極的に活用いただけるよう、再度市町へ周知してまいりたい。

【委員】

派遣内容について、市町がもっと使い勝手の良い事業内容に変更するよう検討いただきたい。例えば、先ほど他委員からお話があったように、基幹相談支援センターから主任相談専門員研修受講者の推薦がないとか、色々なところで情報が市町に出回っていないと思う。制度は変わっていくが、書面のみでは理解できないので、

こういったアドバイザーを利用して、よりリアリティのある説明を加えることで、市町でも色々なことが動き出すと思う。

(3) その他

【委員】

2つお聞きしたい。

まずは、愛媛県障がい者自立支援協議会専門部会の人材育成・相談支援部会について、法定研修の新カリキュラムを検討するため、数年前に部会を急遽一つに統合したかと思う。しかし、法定研修の新カリキュラムへの対応もそろそろ落ち着いてきたため、人材育成ビジョンの見直しや、研修企画ワーキングの内容など人材育成のことを考えていく部会と相談支援のことを考えていく部会に再度分離したらどうかと、令和4年度の本協議会で質問させていただいたが、その後の進捗があれば教えていただきたい。

もう1つは、私は市町の自立支援協議会にも参加しているのだが、他市町でも同じような地域課題を抱えていて、市町だけでは解決できない課題については、県の地域課題として、県が解決策を考えていくのが県の自立支援協議会の在り方だと考えている。市町が県に繋げたい地域の課題を、どうやって県の自立支援協議会専門部会に繋いでいくのか、やり方が見えてこないなので、教えていただきたい。

【事務局】

現在の人材育成・相談支援部会では、現在、基幹相談支援センターの設置や相談支援専門員の法定研修等について検討している。令和3年度から人材育成と相談支援の部会を統合しているが、人材育成の部分については、相談支援の研修以外にも各種研修があるため、どのような形で研修や人材育成を進めていくのかを検討している状況である。人材育成部会と相談支援部会を今すぐに分ける準備はできていないが、引き続き検討してまいりたい。

もう1つご質問いただいた、県と市町の自立支援協議会をどのように繋げていくのかという点については、両方の自立支援協議会を結ぶ連絡調整会を県では設置しており、県障がい福祉課と市町の担当者が、各市町の自立支援協議会の課題について、共有や意見交換を行う場を設けている。今年度はまだ開催できていないが、そういう場を通じて、市町の課題を県に吸い上げていきたいと考えている。